

地下タンク漏洩検査及び清掃作業契約書（案）

茨城県警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、地下タンク漏洩検査及び清掃作業（以下「検査等」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（実施方法）

第1条 乙は、検査等を実施するに当たっては、当該契約書に係る仕様書に従わなければならない。

2 前項のほか、乙は甲の指示に従わなければならない。

（履行期間）

第2条 履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（検査料）

第3条 検査等に要する費用（以下「検査料」という。）は、金 円（うち消費税額及び地方消費税の額 円）とする。

（検査料の支払）

第4条 乙は、第6条の検査に合格した後、検査料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理してから30日以内に検査料を支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の検査料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を免除する。

（検査）

第6条 乙は、各検査等完了後、甲の確認検査を受けなければならない。

2 乙は、すべての業務完了後、速やかに業務完了報告書及び当該契約に係る仕様書2(4)に示す書類を甲に提出し、検査を受けなければならない。

（作業等の手直し等）

第7条 甲は、作業の実績が仕様書に示すものに適合していないと認められるときは、その作業の手直し、その他必要な措置を命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

（再委託の制限）

第8条 乙は、この業務の達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（履行遅滞）

第9条 天災地変その他乙の責めに帰しがたい理由によって契約期間中に業務を履行することができない場合において、期限後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は期間を

延長することができる。

2 乙は、仕様書に示した業務内容について、正当な理由なく業務を履行しない場合は、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を遅延違約金として甲に納めなければならない。この場合において、遅延違約金が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、契約金額の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき事務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した遅延利息金を甲に請求することができる。この場合において、遅延利息金が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（解除等）

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込がないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は検査料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による契約の解除により甲に損害が生じた場合において、当該損害額が前項の違約金の額を超えるときは、乙は同項の違約金のほか、その超える額を甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

（事情変更による解除）

第11条 甲は、事情の変更により検査等の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は速やかに甲の指示により設備等を甲に返還するものとし、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業団体が独占禁止法第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（損害賠償）

第13条 乙は、契約の履行に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に生命、身体及び財産上の損害が生じたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

2 乙は、故意又は善良な管理者の注意義務を怠ったことにより機器等の全部又は一部を毀損し、又は滅失したときは、当該物件の原状回復の責めを負うものとし、その経費は甲に請求できないものとする。

3 乙は、乙がこの契約に関して第12条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき契約金額の100分の15に相当する額を違約金（損害賠償の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 乙は、第3項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該機関を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の法廷利率を乗じて得た額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（権利又は義務の譲渡等）

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計システムで支出命令確認登録をした時点で生ずるものとする。

（秘密の保持）

第15条 乙は、検査等の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第16条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（協議）

第17条 この契約に定めるもののほか、検査等の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県警察本部長 中山 仁

乙